

令和5年2月17日招集

田村市議会 3月定例会提出議案

議 案 目 次

(議案番号)	(議 案 名)	(頁)
議案第 1 号	田村市個人情報の保護に関する法律施行条例	1
議案第 2 号	田村市情報公開・個人情報保護審査会条例	7
議案第 3 号	田村市合併特例基金条例	15
議案第 4 号	市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第 5 号	田村市国民健康保険条例の一部を改正する条例	21
議案第 6 号	田村市放課後児童健全育成条例の一部を改正する条例	25
議案第 7 号	田村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	29
議案第 8 号	田村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	33
議案第 9 号	田村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	37
議案第 10 号	田村市殿上観光牧場条例の一部を改正する条例	41
議案第 11 号	田村市カブトムシ自然の森条例の一部を改正する条例	49
議案第 12 号	鍾乳洞管理条例の一部を改正する条例	53
議案第 13 号	田村市グリーンパーク都路条例の一部を改正する条例	57
議案第 14 号	田村市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	61
議案第 15 号	田村市船引総合福祉センター条例を廃止する条例	73
議案第 16 号	令和 4 年度田村市一般会計補正予算 (第 9 号) について	75
議案第 17 号	令和 4 年度田村市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) について	77
議案第 18 号	令和 4 年度田村市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について	79
議案第 19 号	令和 4 年度田村市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) について	81
議案第 20 号	令和 4 年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算 (第 5 号) について	83
議案第 21 号	令和 4 年度田村市診療所事業特別会計補正予算 (第 4 号) について	85
議案第 22 号	令和 4 年度田村市水道事業会計補正予算 (第 2 号) について	87
議案第 23 号	令和 4 年度田村市公共下水道事業会計補正予算 (第 2 号) について	89
議案第 24 号	令和 4 年度田村市病院事業会計補正予算 (第 3 号) について	91
議案第 25 号	令和 5 年度田村市一般会計予算について	93
議案第 26 号	令和 5 年度田村市国民健康保険特別会計予算について	95
議案第 27 号	令和 5 年度田村市介護保険特別会計予算について	97
議案第 28 号	令和 5 年度田村市後期高齢者医療特別会計予算について	99
議案第 29 号	令和 5 年度田村市滝根町観光事業特別会計予算について	101
議案第 30 号	令和 5 年度田村市診療所事業特別会計予算について	103
議案第 31 号	令和 5 年度田村市水道事業会計予算について	105
議案第 32 号	令和 5 年度田村市公共下水道事業会計予算について	107
議案第 33 号	令和 5 年度田村市病院事業会計予算について	109
議案第 34 号	田村市東部産業団地街区 4 号線道路改良工事請負契約の変更について	111
議案第 35 号	田村市東部産業団地街区 3 号線道路改良工事請負契約の変更について	113
議案第 36 号	田村市東部産業団地街区 2 号線道路改良工事請負契約の変更について	115
議案第 37 号	田村市東部産業団地調節池設置工事 (2 工区) 請負契約の変更について	117
議案第 38 号	田村市東部産業団地造成工事請負契約の変更について	119
議案第 39 号	市道路線の認定について	121
議案第 40 号	市道路線の変更について	123

議案第1号

田村市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道局をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。第5条第2項において「令」という。)で使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第4条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「45日以内」と、「同条第1項」とあるのは「田村市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年田村市条例第号)第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付(開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。)により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(訂正請求の手続)

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(田村市個人情報保護条例の廃止)

第2条 田村市個人情報保護条例(平成17年田村市条例第12号)は、廃止する。

(田村市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の田村市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 次に掲げる者に係る旧条例第9条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行前において旧条例第9条第2項の規定による委託を受けた事務に従事していた者

(2) この条例の施行前において地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により市が同項の指定管理者に行わせる公の施設の管理に従事していた者

3 この条例の施行前に旧条例第10条、第19条第1項若しくは第2項又は第22条の4第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の開示(これに係る手数料を含む。)、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に旧条例第36条の規定により設置された田村市個人情報保護審査会(以下「旧個人情報保護審査会」という。)にされた諮問(この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に田村市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年田村市条例第 号。以下「審査会条例」という。)第2条の規定により設置された田村市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問されたものとみなす。この場合において、旧個人情報保護審査会により施行日前に行われた調査審議は、審査会条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

5 この条例の施行の際現に旧個人情報保護審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧個人情報保護審査会の委員であった者に係る旧条例第36条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

6 第1項に規定する者又は第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

7 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本項の罰金刑を科する。

9 この条例の施行前にした行為及び第5項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(田村市農村集会施設条例の一部改正)

第4条 田村市農村集会施設条例(平成17年田村市条例第145号)の一部を次のように改正する。

第13条中「田村市個人情報保護条例(平成17年田村市条例第12号)第9条第4項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条」に改める。

(田村市大越農村婦人の家条例の一部改正)

第5条 田村市大越農村婦人の家条例(平成17年田村市条例第150号)の一部を次のように改正する。

第14条中「田村市個人情報保護条例(平成17年田村市条例第12号)第9条第4項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条」に改める。

(田村市地域集会施設条例の一部改正)

第6条 田村市地域集会施設条例(平成19年田村市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第12条中「田村市個人情報保護条例(平成17年条例第12号)第9条第4項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条」に改める。

(田村市大越転作技術研修センター条例の一部改正)

第7条 田村市大越転作技術研修センター条例(平成17年田村市条例第155号)の一部を次のように改正する。

第14条中「田村市個人情報保護条例(平成17年田村市条例第12号)第9条第4項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条」に改める。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石高司

提案理由

令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が適用となることに伴い、法が条例に委任している事項を定めるため、条例の制定を提案する。

田村市農村集会施設条例新旧対照表

資料

新	旧
<p>(秘密保持義務等)</p> <p>第13条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条</u>の規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、施設の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>(秘密保持義務等)</p> <p>第13条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、<u>田村市個人情報保護条例(平成17年田村市条例第12号)第9条第4項</u>の規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、施設の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>

田村市大越農村婦人の家条例新旧対照表

資料

新	旧
<p>(秘密保持義務等)</p> <p>第14条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条</u>の規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、施設の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>(秘密保持義務等)</p> <p>第14条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、<u>田村市個人情報保護条例(平成17年田村市条例第12号)第9条第4項</u>の規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、施設の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>

田村市地域集会施設条例新旧対照表

資料

新	旧
<p>(秘密保持義務等)</p> <p>第12条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条</u>の規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、施設の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>(秘密保持義務等)</p> <p>第12条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、<u>田村市個人情報保護条例(平成17年条例第12号)第9条第4項</u>の規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、施設の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>

田村市大越転作技術研修センター条例新旧対照表

資料

新	旧
<p>(秘密保持義務等)</p> <p>第14条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条</u>の規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、施設の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>(秘密保持義務等)</p> <p>第14条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、<u>田村市個人情報保護条例(平成17年田村市条例第12号)第9条第4項</u>の規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、施設の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>

議案第2号

田村市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、田村市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第2条 情報公開制度における審査請求並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、田村市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問庁 次に掲げるものをいう。

ア 田村市情報公開条例(平成17年田村市条例第10号。以下「情報公開条例」という。)第17条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関

イ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関

ウ 田村市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年田村市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議長

(2) 行政文書 情報公開条例第7条に規定する開示決定等(次条第1号において「開示決定等」という。)に係る行政文書(情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。)をいう。

(3) 保有個人情報 次に掲げるものをいう。

ア 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等(次条第2号において「開示決定等」という。)に係る保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。)

イ 議会個人情報保護条例第25条第1項、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等(次条第3号において「開示決定等」という。)に係る保有個人情報(議会個人情報保護条例第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。)

(所掌事項)

第4条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 情報公開条例第17条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は情報公開条例第5条に規定する開示請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

(2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は同法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

(3) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は議会個人情報保護条例第18条第2項、第31条第2項若しくは第38条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

(組織)

第5条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第7条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第8条 審査会は、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

(審査会の調査審議)

第9条 審査会の調査審議は、この条例に定めるところにより、実施する。

(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第11条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第12条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第13条 審査会は、第10条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったと

きは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第14条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第15条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(田村市情報公開条例の一部改正)

第2条 田村市情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 審査請求

第1節 諮問等(第16条の2―第19条)

第2節 情報公開審査会(第20条)

第3節 審査会の調査審議の手続等(第21条―第26条)」を

「第3章 審査請求(第16条の2―第19条) 」に、

「第4章 雑則(第27条―第31条)

第5章 罰則(第32条) 」を

「第4章 雑則(第20条―第24条)」に改める。

第3章第1節の節名を削る。

第17条第1項中「田村市情報公開審査会」を「田村市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第3章第2節及び第3節を削る。

第4章中第27条を第20条とし、第28条から第31条までを7条ずつ繰り上げる。

第5章を削る。

(田村市情報公開条例の改正による情報公開審査会の廃止に伴う経過措置)

第3条 前条の規定による改正前の田村市情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)第20条の規定により設置された田村市情報公開審査会(以下「旧情報公開審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第6条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

- 2 前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、旧情報公開審査会の委員としての任期の残任期間とする。
- 3 施行日前に旧情報公開条例第17条の規定により旧情報公開審査会にされた諮問(この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。)は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧情報公開審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧情報公開審査会の委員である者又は施行日前において旧情報公開審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第20条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石高司

提案理由

田村市個人情報保護条例の廃止に伴い田村市個人情報保護審査会も廃止となることから、新たに諮問機関を設置するため、条例の制定を提案する。

田村市情報公開条例新旧対照表

資料

新	旧
<p>目次</p> <p>第3章 審査請求(第16条の2―第19条)</p> <p>第4章 雑則(第20条―第24条)</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について 審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決 をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する 場合を除き、速やかに、<u>田村市情報公開・個人情報保 護審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第3章 審査請求</p> <p>第1節 諮問等(第16条の2―第19条)</p> <p>第2節 情報公開審査会(第20条)</p> <p>第3節 審査会の調査審議の手續等(第21条―第26条)</p> <p>第4章 雑則(第27条―第31条)</p> <p>第5章 罰則(第32条)</p> <p>第1節 諮問等</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について 審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決 をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する 場合を除き、速やかに、<u>田村市情報公開審査会</u> に諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2節 情報公開審査会</p> <p>(情報公開審査会)</p> <p>第20条 <u>第17条第1項の規定による諮問に応じて調査審議 を行わせるため、市長の附属機関として田村市情報公 開審査会(以下「審査会」という。)を置く。</u></p> <p>2 <u>審査会は、前項の調査審議を行うほか、情報公開制度 の運営に関して実施機関に意見を述べることができ る。</u></p> <p>3 <u>審査会は、委員5人以内で組織する。</u></p> <p>4 <u>審査会の委員(以下「委員」という。)は、学識経験を 有する者の中から市長が任命する。</u></p> <p>5 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任 期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>6 <u>委員は、再任されることができる。</u></p> <p>7 <u>委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p>8 <u>審査会は、第17条第1項の規定による諮問に係る事案 等を審議する会議であつて、これを公開することが適 当でないと思認められるものを除き、その会議を公開す るものとする。</u></p> <p>第3節 審査会の調査審議の手續等</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第21条 <u>審査会は、必要があると認めるときは、諮問実 施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求め ることができる。この場合においては、何人も、審査 会に対し、その提示された公文書の開示を求めること</u></p>

ができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

- 第22条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出等)

- 第23条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該期間内にこれを提出しなければならない。
- 2 審査会は、第21条第3項若しくは第4項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を審査請求人等(当該意見書又は資料を提出した者を除く。)に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
 - 3 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(提出資料の閲覧等)

- 第24条 審査請求人等は、審査会に対し、第21条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)の閲覧又は写しの交付(以下この条において「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めると

きその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧等について、その日時及び場所を指定することができる。

(反論書等の提出)

第24条の2 諮問実施機関は、次に掲げる書類その他の物件が提出されたときは、当該書類その他の物件を審査会に提出するものとする。

(1) 行政不服審査法(以下この条において「法」という。)第9条第3項において読み替えて適用する法第30条第1項の規定により提出された反論書

(2) 法第9条第3項において読み替えて適用する法第30条第2項の規定により提出された意見書

(3) 法第9条第3項において読み替えて適用する法第31条又は法第34条から第37条までに規定する手続の記録

(4) 法第9条第3項において読み替えて適用する法第33条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件

(5) 法第32条第1項又は第2項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

(調査審議手続の非公開)

第24条の3 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第25条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第26条 前節及びこの節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

(任意開示)

第20条 (略)

2 (略)

(実施状況の公表)

第21条 (略)

(出資等法人の情報公開)

第22条 (略)

(任意開示)

第27条 (略)

2 (略)

(実施状況の公表)

第28条 (略)

(出資等法人の情報公開)

第29条 (略)

<p>2 (略)</p> <p>(指定管理者の情報公開)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(指定管理者の情報公開)</p> <p><u>第30条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第31条</u> (略)</p> <p><u>第5章 罰則</u></p> <p><u>第32条</u> <u>第20条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</u></p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議案第3号

田村市合併特例基金条例

(設置)

第1条 新市建設計画に位置付けられた事業に要する経費の財源に充てるため、田村市合併特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金設置の目的達成のため、必要に応じ予算の定めるところにより、基金を処分することができる。ただし、合併特例債(旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第11条の2第1項第3号に規定する基金の積立てに要する経費に充てるために起こす地方債をいう。以下同じ。)を起こして積み立てた額の処分については、当該処分をする年度の前年度末までに合併特例債の償還を終えた額の範囲内に限り、行うことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

合併特例債を発行し、新市建設計画に位置付けられた事業に要する経費の財源として基金を充てるため、条例の制定を提案する。

議案第4号

市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与及び旅費に関する条例(平成17年田村市条例第43号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 9 令和5年3月1日から令和5年5月31日までに限り、市長の給料月額は、別表に定める額にかかわらず、828,000円とする。
- 10 令和5年3月1日から令和5年3月31日までに限り、副市長の給料月額は、別表に定める額にかかわらず、655,200円とする。

附 則

この条例は、令和5年3月1日から施行する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石高司

提案理由

市長の給料を1割(3か月)、副市長の給料を1割(1か月)、それぞれ減額するため、条例の改正を提案する。

市長等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p>附 則 1～8 (略)</p> <p><u>9 令和5年3月1日から令和5年5月31日までに限り、市長の給料月額</u>は、別表に定める額にかかわらず、828,000円とする。</p> <p><u>10 令和5年3月1日から令和5年3月31日までに限り、副市長の給料月額</u>は、別表に定める額にかかわらず、655,200円とする。</p>	<p>附 則 1～8 (略)</p>

議案第5号

田村市国民健康保険条例の一部を改正する条例

田村市国民健康保険条例(平成17年田村市条例第129号)の一部を次のように改正する。
第5条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

出産育児一時金について、健康保険法施行令第36条の改正に伴い、金額を40万8千円から48万8千円とするため、条例の改正を提案する。

田村市国民健康保険条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

議案第6号

田村市放課後児童健全育成条例の一部を改正する条例

田村市放課後児童健全育成条例(平成18年田村市条例第4号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

船引管内の小学校の統廃合に伴い、当該小学校の放課後児童クラブを廃止するため、条例の改正を提案する。

田村市放課後児童健全育成条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p>(保育場所) 第3条 学童保育の実施場所は次のとおりとする。 (1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保育場所) 第3条 学童保育の実施場所は次のとおりとする。 (1)～(5) (略) <u>(6)</u> <u>田村市立緑幼稚園</u> <u>(7)</u> <u>田村市立瀬川幼稚園</u> <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> <u>田村市立芦沢小学校</u></p> <p>2 (略)</p>

議案第7号

田村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

田村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年田村市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石高司

提案理由

児童福祉法第47条第3項の懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。

田村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p>第26条 削除</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>

議案第8号

田村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

田村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年田村市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。

田村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p>(安全計画の策定等)</p> <p>第6条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第6条の3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第12条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>

<p>第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u></p> <hr/> <p>よう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議案第9号

田村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

田村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年田村市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第29条第3項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である小規模保育事業所A型については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である小規模保育事業所B型については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。

田村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p>(安全計画の策定等)</p> <p>第7条の2 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第7条の3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</u></p> <p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 <u>家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合</u>に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等</p>	<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは_____、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等</p>

の設備及び職員に兼ねることができる。 _____

第13条 削除

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3～5 (略)

(職員)

第29条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である小規模保育事業所A型については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第31条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である小規模保育事業所B型については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

_____よう努めなければならない。

3～5 (略)

(職員)

第29条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 _____

(職員)

第31条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 _____

議案第10号

田村市殿上観光牧場条例の一部を改正する条例

田村市殿上観光牧場条例(平成17年田村市条例第164号)の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 3 利用料金は、第8条に規定する別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表を次のように改める。

別表(第2条、第8条関係)

別紙

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

撤去済み及び使用不可の施設があることから、実態に合わせた所要の改正を行う。また、各利用料について、市内宿泊・温浴施設の利用料金との整合性を図り、光熱水費等の物価高騰による影響を反映させるとともに、利用時間等を見直し効率的な管理運営を行うため、条例の改正を提案する。

施設の名称	利用区分	施設使用料
宿泊研修施設 1棟	客室1泊当たり(市内在住者)	大人4,300円 小人3,450円
	客室1泊当たり(市外者)	大人5,500円 小人4,500円
	客室1室当たり 日帰り	3,000円
	大中広間(入浴料含む) 日帰り	大人 800円 小人 400円
	研修室(研修会等) 1日	5,000円
	研修室(研修会等) 半日	3,000円
	大広間1室(研修会等) 1日	5,000円
	大広間1室(研修会等) 半日	3,000円
	中広間1室(研修会等) 1日	3,000円
	中広間1室(研修会等) 半日	2,000円
	客室(宴会等)	大人 400円
	大中広間(宴会等)	大人 300円 小人 150円
	入浴料(1回当たり)	大人 500円 小人 200円
	持込料	日本酒1升 2,000円 日本酒4合 1,000円 焼酎 2,000円 ウイスキー 3,000円 ビール瓶 300円 ビール缶 250円 ジュース類 200円
貸出料	布団一式 1,100円	
バーベキューデッキ (バーベキューセット一式)	1区画(2名以上8名以内) 1時間	1,000円
	1回当たり	大人 500円
	1回当たり	小人 200円
テントサイト	1区画 1泊	2,000円
	1区画 日帰り	1日 1,500円 半日 1,000円
休憩施設 1棟 畜舎 1棟 券売所 1棟 パノラマ広場 森林公園 クロスカントリーコース		無料 ※ただし、畜舎及び券売所は貸出しなし。
多目的交流施設時の輪 管理棟)	1日	3,000円
	半日	2,000円

備考

- 1泊とは、利用する日の午後4時から翌日の午前10時までとし、日帰り1日とは、4時間以上利用した場合をいい、日帰り半日とは、2時間以上4時間未満の利用をいう。
- 2 宿泊研修施設及びバーベキューデッキを利用する場合における小人とは、4歳以上小学生まで、大人とは、中学生以上の者をいう。
- 3 当日の連絡なしの予約取消にあつては施設使用料及び食事料金(以下「宿泊料金」という。)の全額、当日の連絡ありの予約取消にあつては宿泊料金の5分の4の額、前日の予約取消にあつては宿泊料金の2分の1の額、5日前から前々日までの予約取消にあつては宿泊料金の5分の1の額を

キャンセル料金として徴収することができる。

- 4 土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日並びに次に掲げる期間を基本として毎年市長が定める期間については、割増料金を徴収することができる。
 - ア 4月28日から5月5日までの日
 - イ 8月12日から同月16日までの日
 - ウ 9月18日から同月23日までの日
 - エ 12月29日から翌年1月3日までの日
- 5 割増料金の割増額は、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日については1,000円、前号に掲げる毎年市長が定める期間については2,000円とする。
- 6 焼酎、ビール、ウィスキー及びジュース類は1本当たりの料金とする。
- 7 バーベキューデッキの施設使用料は、既定の食材を注文しない場合、又は食材を持ち込む場合に徴収する。
- 8 入浴10回につき1回無料とする。
- 9 入浴施設のみ利用については、12月1日から3月31日までを除く期間とする。

田村市殿上観光牧場条例新旧対照表

資料

新			旧		
(利用料金制) 第13条 (略) 2 (略) 3 <u>利用料金は、第8条に規定する別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</u>			(利用料金制) 第13条 (略) 2 (略)		
別表(第2条、第8条関係)			別表(第2条、第8条関係)		
施設の名称	利用区分	施設使用料	施設の名称	利用区分	施設使用料
宿泊研修施設 1棟	客室1泊当たり(市内在住者)	大人4,300円 小人3,450円	宿泊研修施設 1棟	客室1泊当たり(市内在住者)	大人2,800円 小人2,450円
	客室1泊当たり(市外者)	大人5,500円 小人4,500円		客室1泊当たり(市外者)	大人4,000円 小人3,500円
	客室1室当たり 日帰り	3,000円		客室1室当たり	3,000円
	大中広間(入浴料含む) 日帰り	大人 800円 小人 400円		日帰り 1日	
	研修室(研修会等) 1日	5,000円		日帰り 半日	2,000円
	研修室(研修会等) 半日	3,000円		大中広間(入浴料含む) 日帰り 1日	大人 800円 小人 400円
	大広間1室 1日(研修会等)	5,000円		大中広間(入浴料含む) 日帰り 半日	大人 600円 小人 300円
	大広間1室 半日(研修会等)	3,000円		大広間1室 1日(研修会等)	5,000円
	中広間1室 1日(研修会等)	3,000円		大広間1室 半日(研修会等)	3,000円
	中広間1室 半日(研修会等)	2,000円		中広間1室 1日(研修会等)	3,000円
	客室(宴会等)	大人 400円		中広間1室 半日(研修会等)	2,000円
	大中広間(宴会等)	大人 300円 小人 150円		客室(宴会等)	大人 400円
	入浴料(1回当たり)	大人 500円 小人 200円		大中広間(宴会等)	大人 300円 小人 150円
持込料 日本酒1升	2,000円	入浴料(1回当たり)	大人 400円 小人 200円		
持込料 日本酒4合	1,000円	持込料 日本酒1升 日本酒4合	2,000円 1,000円		
持込料 焼酎	2,000円				

	ウイスキー	3,000円			焼酎	2,000円
	ビール瓶	300円			ウイスキー	3,000円
	ビール缶	250円			ビール瓶	300円
	ジュース類	200円			ビール缶	250円
	貸出料 布団一式	1,100円			ジュース類	200円
				貸出料	カラオケ	5,000円
					布団一式	1,100円
バーベキューデッキ (バーベキューセット一式)	1区画(2名以上8名以内) 1時間 1回当たり 1回当たり	1,000円 大人 500円 小人 200円	バーベキューデッキ (バーベキューセット一式)	1区画 1時間		5,000円
テントサイト	1区画 1泊 1区画 日帰り 半日	2,000円 1,500円 1,000円	ドッグラン	1匹 2時間		500円
休憩施設 1棟 畜舎 1棟 券売所 1棟 パノラマ広場 森林公園 クロスカントリーコース		無料 ※ただし、 畜舎及び券 売所は貸出 しない。	テントサイト	1区画 1泊		500円
多目的交流施設 時の輪 1棟(旧 管理棟)	1日 半日	3,000円 2,000円	休憩施設1棟 畜舎1棟 券売所1棟 炊事場1棟 便所2棟 カジカの沢 テントウムシの 森 パノラマ広場 駐車場 森林公園 クロスカントリー コース			無料 ※ただし、 畜舎及び券 売所は貸出 しない。

備考

- 1泊とは、利用する日の午後4時から翌日の午前10時までとし、日帰り1日とは、4時間以上利用した場合をいい、日帰り半日とは、2時間以上4時間未満の利用をいう。
- 宿泊研修施設及びバーベキューデッキを利用する場合における小人とは、4歳以上小学生まで、大人とは、中学生以上の者をいう。
- 当日の連絡なしの予約取消にあつては施設使用料及び食事料金(以下「宿泊料金」という。)の全額、当日の連絡ありの予約取消にあつては宿泊料金の5分の4の額、前日の予約取消にあつては宿泊料金の2分の1の額、5日前から前々日までの予約取消にあつては宿泊料金の5分の1の額をキャンセル料金として徴収することができる。
- 土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日並びに次に掲げる期間を基本として毎年市長が定める期間については、

備考

- 1泊とは、利用する日の午後4時から翌日の午前10時までとし、日帰り1日とは、4時間以上利用した場合をいい、日帰り半日とは、2時間以上4時間未満の利用をいう。
- 宿泊研修施設を利用する場合における小人とは、4歳以上小学生まで、大人とは、中学生以上の者をいう。
- 当日の連絡なしの予約取消にあつては施設使用料及び食事料金(以下「宿泊料金」という。)の全額、当日の連絡ありの予約取消にあつては宿泊料金の5分の4の額、前日の予約取消にあつては宿泊料金の2分の1の額、5日前から前々日までの予約取消にあつては宿泊料金の5分の1の額をキャンセル料金として徴収することができる。
- 土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日並びに次に掲げる期間を基本として毎年市長が定める期間については、

割増料金を徴収することができる。

ア 4月28日から5月5日までの日

イ 8月12日から同月16日までの日

ウ 9月18日から同月23日までの日

エ 12月29日から翌年1月3日までの日

5 割増料金の割増額は、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日については1,000円、前号に掲げる毎年市長が定める期間については2,000円とする。

6 焼酎、ビール、ウイスキー及びジュース類は1本当たりの料金とする。

7 バーベキューデッキの施設使用料は、既定の食材を注文しない場合、又は食材を持ち込む場合に徴収する。

8 入浴10回につき1回無料とする。

9 入浴施設の利用については、12月1日から3月31日までを除く期間とする。

割増料金を徴収することができる。

ア 4月28日から5月5日までの日

イ 8月12日から同月16日までの日

ウ 9月18日から同月23日までの日

エ 12月29日から翌年1月3日までの日

5 割増料金の割増額は、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日については1,000円、前号に掲げる毎年市長が定める期間については2,000円とする。

6 焼酎、ビール、ウイスキー及びジュース類は1本当たりの料金とする。

7 バーベキューデッキの施設使用料は、既定の食材を注文しない場合、又は食材を持ち込む場合に徴収する。

8 入浴10回につき1回無料とする。

議案第11号

田村市カブトムシ自然の森条例の一部を改正する条例

田村市カブトムシ自然の森条例(平成17年田村市条例第165号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「田村市常葉町山根字芦坂128番の内」を「田村市常葉町山根字殿上160番」に改める。

第3条中「7月1日から8月31日」を「4月1日から11月30日」に改め、同条に次の1項を加える。

2 カブトムシ自然の森の休園日は、規則で定める。

第7条ただし書を削る。

第10条第2項中「第6条」を「第8条」に改める。

第11条に次の1項を加える。

3 利用料金は、第7条に規定する別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表中「自然観察園」を「カブトムシドーム」に改め、同表自然観察園・昆虫館セットの項入園料の欄中「300円」を「500円」に、「250円」を「450円」に、「400円」を「800円」に、「350円」を「700円」に改め、同表昆虫館の項入園料の欄中「200円」を「300円」に、「150円」を「250円」に、「300円」を「500円」に、「250円」を「450円」に改め、同表自然観察園・昆虫館シーズンパスポートの項入園料の欄中「500円」を「1,500円」に、「700円」を「2,400円」に改め、同表自然観察園・昆虫館(特別企画展)の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

令和5年度移設予定の「昆虫館」、「カブトムシドーム」において、位置の変更とサービスの向上並びに利用促進を図るため開園期間及び料金の改正を行うため、条例の改正を提案する。

田村市カブトムシ自然の森条例新旧対照表

資料

新				旧			
<p>(名称及び位置) 第2条 自然の森の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 田村市カブトムシ自然の森 位置 田村市常葉町山根字殿上160番</p> <p>2 (略)</p> <p>(開園期間及び時間) 第3条 カブトムシ自然の森の開園期間及び時間は、<u>4月1日から11月30日</u>までの午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。</p> <p>2 <u>カブトムシ自然の森の休園日は、規則で定める。</u></p> <p>(入園料) 第7条 カブトムシ自然の森の施設に入園しようとする者は、別表の入園料を納入しなければならない。 _____</p> <p>(指定管理者による管理) 第10条 (略) 2 前項の規定によりカブトムシ自然の森の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第8条まで及び前条に規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(利用料金制) 第11条 (略) 2 (略) 3 <u>利用料金は、第7条に規定する別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p>別表(第2条、第7条関係)</p>				<p>(名称及び位置) 第2条 自然の森の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 田村市カブトムシ自然の森 位置 田村市常葉町山根字芦坂128番の内</p> <p>2 (略)</p> <p>(開園期間及び時間) 第3条 カブトムシ自然の森の開園期間及び時間は、<u>7月1日から8月31日</u>までの午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。</p> <p>(入園料) 第7条 カブトムシ自然の森の施設に入園しようとする者は、別表の入園料を納入しなければならない。<u>ただし、特別企画展等は、別表に定める範囲内で市長が別に定める。</u></p> <p>(指定管理者による管理) 第10条 (略) 2 前項の規定によりカブトムシ自然の森の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第6条まで及び前条に規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(利用料金制) 第11条 (略) 2 (略)</p> <p>別表(第2条、第7条関係)</p>			
		入園料				入園料	
施設の名称	区分	個人	団体(10人以上)	施設の名称	区分	個人	団体(10人以上)
カブトムシドーム・昆虫館セット	小人	500円	450円	自然観察園	小人	300円	250円
	大人	800円	700円	_____・昆虫館セット	大人	400円	350円
昆虫館	小人	300円	250円	昆虫館	小人	200円	150円

	大人	<u>500円</u>	<u>450円</u>		大人	<u>300円</u>	<u>250円</u>
<u>カブトムシドーム・昆虫館</u> <u>シーズンパス</u> <u>ポート</u>	小人	<u>1,500円</u>		<u>自然観察園</u> <u>・昆虫館</u> <u>シーズンパス</u> <u>ポート</u>	小人	<u>500円</u>	
	大人	<u>2,400円</u>			大人	<u>700円</u>	
				<u>自然観察園・</u> <u>昆虫館(特別</u> <u>企画展)</u>	小人	<u>1,000円以内</u>	<u>800円以内</u>
					大人	<u>1,300円以内</u>	<u>1,100円以内</u>

議案第12号

鍾乳洞管理条例の一部を改正する条例

鍾乳洞管理条例(平成17年田村市条例第168号)の一部を次のように改正する。

別表(1 入水鍾乳洞)入口より一洞終点までの項入洞料の欄中「800円」を「1,000円」に、「600円」を「800円」に改め、同表入口より一洞終点までの団体(15人以上)の項入洞料の欄中「700円」を「900円」に、「500円」を「700円」に改め、同表入口より二洞終点までの項入洞料の欄中「6,000円」を「7,000円」に改め、同表年間パスポートの項入洞料の欄中「2,000円」を「2,500円」に、「1,500円」を「2,000円」に改める。

別表(2 あぶくま洞)探検コースの項入洞料の欄中「200円」を「300円」に改める。

別表(バリアフリーコース)バリアフリーコースの項入洞料の欄中「200円」を「400円」に、「100円」を「200円」に改め、同項備考の欄中「小・中学生」を「小学生」に改め、大人の項の次に次のように加える。

中人	300円	中学生
----	------	-----

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

観光事業としての健全な経営を維持し安定したサービスを提供するために、経済情勢や施設の利用状況などを勘案した入洞料の見直しを図る必要があることから、条例の改正を提案する。

鍾乳洞管理条例新旧対照表

資料

新					旧				
別表(第6条関係) 1 入水鍾乳洞					別表(第6条関係) 1 入水鍾乳洞				
種別	入洞者	入洞料	備考		種別	入洞者	入洞料	備考	
(略)					(略)				
入口より一洞 終点まで	大人(1人)	<u>1,000円</u>			入口より一洞 終点まで	大人(1人)	<u>800円</u>		
	小人(1人)	<u>800円</u>				小人(1人)	<u>600円</u>		
入口より一洞 終点までの団 体(15人以上)	大人(1人)	<u>900円</u>			入口より一洞 終点までの団 体(15人以上)	大人(1人)	<u>700円</u>		
	小人(1人)	<u>700円</u>				小人(1人)	<u>500円</u>		
入口より二洞 終点まで	大小(5人ま で)	<u>7,000円</u>	(略)		入口より二洞 終点まで	大小(5人ま で)	<u>6,000円</u>	(略)	
年間パスポー ト	大人(1人)	<u>2,500円</u>	(略)		年間パスポー ト	大人(1人)	<u>2,000円</u>	(略)	
	小人(1人)	<u>2,000円</u>	(略)			小人(1人)	<u>1,500円</u>	(略)	
(略)					(略)				
2 あぶくま洞					2 あぶくま洞				
種別	入洞者	入洞料	備考		種別	入洞者	入洞料	備考	
(略)					(略)				
探検コ ース	一般料金に追加(団 体割引はなし)	<u>300円</u>			探検コ ース	一般料金に追加(団 体割引はなし)	<u>200円</u>		
バリアフリーコース					バリアフリーコース				
種別	入洞者	入洞料	備考	コース	種別	入洞者	入洞料	備考	コース
バリア フリー コース	大人	<u>400円</u>	高校生 以上	(略)	バリア フリー コース	大人	<u>200円</u>	高校生 以上	(略)
	中人	<u>300円</u>	中学生			小人	<u>100円</u>	小・中 学生	
	小人	<u>200円</u>	小学生						

議案第13号

田村市グリーンパーク都路条例の一部を改正する条例

田村市グリーンパーク都路条例(平成17年田村市条例第177号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(開場時間)

第2条の2 グリーンパークの開場時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、オートキャンプ場及びやすらぎ公園キャンプ場については、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これらを変更することができる。

第10条第2項中「場合は」の次に「、第2条の2」を加える。

別表オートキャンプ場の項中「1日 2,500円」を「日中 1時間 500円」に、「1枚(1泊又は1日)」を「1回につき(1枚)」に改め、同表に次のように加える。

やすらぎ公園キャンプ場	1式	グランピング設備	1泊 4,000円
			日中 1時間 500円

別表備考中「オートキャンプ場」の次に「及びやすらぎ公園キャンプ場」を加え、「までとし、1日とは午前10時から午後3時までとする」を「までに、日付を超えて利用する場合をいう」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

やすらぎ公園キャンプ場を整備してグランピング設備を設置したことから使用料を規定するとともに、利用者の利便性向上の観点からオートキャンプ場テントサイトの貸出方法及び使用料の改正を行うため、条例の改正を提案する。

田村市グリーンパーク都路条例新旧対照表

資料

新		旧																																						
<p>(開場時間)</p> <p>第2条の2 <u>グリーンパークの開場時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、オートキャンプ場及びやすらぎ公園キャンプ場については、この限りではない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これらを変更することができる。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定によりグリーンパークの管理を指定管理者に行わせる場合は、<u>第2条の2、第4条から第6条まで及び第8条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表(第7条関係)</p>		<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定によりグリーンパークの管理を指定管理者に行わせる場合は_____、第4条から第6条まで及び第8条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表(第7条関係)</p>																																						
<table border="1"> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">オート キャン プ場</td> <td rowspan="3">10 区 画</td> <td>テントサイト1 区画(自動車1 台)当たり</td> <td>1泊 4,500円 <u>日中 1時間 500円</u></td> </tr> <tr> <td>寝袋</td> <td><u>1回につき(1枚)</u> 500 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>スポー ツ広場</td> <td>1 面</td> <td>天然芝グラウ ンド</td> <td>1時間 1,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>やすら ぎ公園 キャン プ場</u></td> <td rowspan="2">1 式</td> <td rowspan="2"><u>グランピング 設備</u></td> <td><u>1泊 4,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>日中 1時間 500円</u></td> </tr> </table> <p>オートキャンプ場及びやすらぎ公園キャンプ場の1泊とは午後3時から翌日の午前10時まで、日付を超えて利用する場合をいう_____。</p>		(略)				オート キャン プ場	10 区 画	テントサイト1 区画(自動車1 台)当たり	1泊 4,500円 <u>日中 1時間 500円</u>	寝袋	<u>1回につき(1枚)</u> 500 円	(略)		スポー ツ広場	1 面	天然芝グラウ ンド	1時間 1,100円	<u>やすら ぎ公園 キャン プ場</u>	1 式	<u>グランピング 設備</u>	<u>1泊 4,000円</u>	<u>日中 1時間 500円</u>	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">オート キャン プ場</td> <td rowspan="3">10 区 画</td> <td>テントサイト1 区画(自動車1 台)当たり</td> <td>1泊 4,500円 <u>1日 2,500円</u></td> </tr> <tr> <td>寝袋</td> <td><u>1枚(1泊又は1日)</u> 500 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>スポー ツ広場</td> <td>1 面</td> <td>天然芝グラウ ンド</td> <td>1時間 1,100円</td> </tr> </table> <p>オートキャンプ場_____の1泊とは午後3時から翌日の午前10時までとし、1日とは午前10時から午後3時までとする。</p>		(略)				オート キャン プ場	10 区 画	テントサイト1 区画(自動車1 台)当たり	1泊 4,500円 <u>1日 2,500円</u>	寝袋	<u>1枚(1泊又は1日)</u> 500 円	(略)		スポー ツ広場	1 面	天然芝グラウ ンド	1時間 1,100円
(略)																																								
オート キャン プ場	10 区 画	テントサイト1 区画(自動車1 台)当たり	1泊 4,500円 <u>日中 1時間 500円</u>																																					
		寝袋	<u>1回につき(1枚)</u> 500 円																																					
		(略)																																						
スポー ツ広場	1 面	天然芝グラウ ンド	1時間 1,100円																																					
<u>やすら ぎ公園 キャン プ場</u>	1 式	<u>グランピング 設備</u>	<u>1泊 4,000円</u>																																					
			<u>日中 1時間 500円</u>																																					
(略)																																								
オート キャン プ場	10 区 画	テントサイト1 区画(自動車1 台)当たり	1泊 4,500円 <u>1日 2,500円</u>																																					
		寝袋	<u>1枚(1泊又は1日)</u> 500 円																																					
		(略)																																						
スポー ツ広場	1 面	天然芝グラウ ンド	1時間 1,100円																																					

議案第14号

田村市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

田村市道路占用料徴収条例(平成17年田村市条例第178号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

別紙

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石高司

提案理由

道路法施行令の一部改正に伴う占用料金の改正を行うため、条例の改正を提案する。

占有物件		占有料		
		単位	単価	
1 法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	430	
	第2種電柱		670	
	第3種電柱		900	
	第1種電話柱		390	
	第2種電話柱		620	
	第3種電話柱		850	
	その他の柱類		39	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	
	地下に設ける電線その他の線類		2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380	
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	230	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	780	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	590	
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	780		
2 法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		93	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230	
	外径が1メートル以上のもの		470	
3 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年		780	
4 法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路		290	
	地下に設ける通路		180	
	その他のもの		780	

5 法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	6
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	59
6 政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	59
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	590
	標識		1本につき1年	620
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6
		その他のもの	1本につき1月	59
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	59
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	590
その他のもの			290	
7 政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	780
8 政令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額
9 政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	59
10 政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1月	78
11 政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		
12 政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.015を乗じて得た額
13 政令第7条第	建築物		占用面積1平方メートルに	Aに0.022を乗じ

10号に掲げる施設及び自動車駐車場		つき1年	て得た額
	その他のもの		Aに0.015を乗じて得た額
14 政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
15 政令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額
16 政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額

田村市道路占用料徴収条例新旧対照表

資料

新				旧			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	単価			単位	単価
1 法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	430	1 法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	380
	第2種電柱		670	第2種電柱	580		
	第3種電柱		900	第3種電柱	780		
	第1種電話柱		390	第1種電話柱	340		
	第2種電話柱		620	第2種電話柱	540		
	第3種電話柱		850	第3種電話柱	740		
	その他の柱類		39	その他の柱類	34		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	4	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	2		地下に設ける電線その他の線類	2		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380	路上に設ける変圧器	1個につき1年	330	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	200	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	780	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	680	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330	郵便差出箱及び信書便差出箱		280	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	590	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	670	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	780	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	680		

2 法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	16	2 法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	14
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			23		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			20
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			35		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			30
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			47		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			41
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			70		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			61
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			93		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			81
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			160		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			140
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			230		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			200
	外径が1メートル以上のもの			470		外径が1メートル以上のもの			410
3 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	780	3 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	680
4 法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	A に0.004を乗じて得た額	4 法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	A に0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		A に0.006を乗じて得た額			階数が2のもの		A に0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		A に0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの		A に0.01を乗じて得た額

	上空に設ける通路			290		上空に設ける通路			330	
	地下に設ける通路			180		地下に設ける通路			200	
	その他のもの			780		その他のもの			680	
5 法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		6	5 法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		7	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		59	その他のもの	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		67	
6 政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	59	6 政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	67	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	590			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	670	
	標識		1本につき1年		620	標識		1本につき1年		540
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		6	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		7
		その他のもの	1本につき1月		59		その他のもの	1本につき1月		67
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		6	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		7
その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月		59	その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月		67	

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	590		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	670		
		その他のもの		290			その他のもの		330		
7	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	780	7	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	680		
8	政令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	A に0.031を乗じて得た額	8	政令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	A に0.033を乗じて得た額		
9	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	59	9	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	67		
10	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	78	10	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	68		
11	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	A に0.017を乗じて得た額	11	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	A に0.023を乗じて得た額
		上空に設けるもの			A に0.017を乗じて得た額			上空に設けるもの			A に0.023を乗じて得た額
		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		A に0.004を乗じて得た額			地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		A に0.005を乗じて得た額
			階数が2のもの		A に0.006を乗じて得た額				階数が2のもの		A に0.008を乗じて得た額
			階数が3以上のもの		A に0.007を乗じて得た額				階数が3以上のもの		A に0.01を乗じて得た額
その他のもの			A に	その他のもの			A に				

			0.025を乗じて得た額				0.033を乗じて得た額
12 政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	A に0.022を乗じて得た額	12 政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	A に0.023を乗じて得た額
	その他のもの		A に0.015を乗じて得た額		その他のもの		A に0.016を乗じて得た額
13 政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	A に0.022を乗じて得た額	13 政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	A に0.023を乗じて得た額
	その他のもの		A に0.015を乗じて得た額		その他のもの		A に0.016を乗じて得た額
14 政令第7条第11号に掲げる応急仮建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	A に0.022を乗じて得た額	14 政令第7条第11号に掲げる応急仮建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	A に0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に0.022を乗じて得た額		上空に設けるもの		A に0.023を乗じて得た額
	その他のもの		A に0.031を乗じて得た額		その他のもの		A に0.033を乗じて得た額
15 政令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年	A に0.025を乗じて得た額	15 政令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年	A に0.033を乗じて得た額
16 政令第7条第13号に掲	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)	占有面積1平方メートルにつき1年	A に0.022を乗じて得た額	16 政令第7条第13号に掲	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)	占有面積1平方メートルにつき1年	A に0.023を乗じて得た額

げ る 施 設	の路面下に設けるもの			げ る 施 設	の路面下に設けるもの		
	上空に設けるもの		A に 0.022を 乗じて 得た額		上空に設けるもの		A に 0.023を 乗じて 得た額
	その他のもの		A に 0.031を 乗じて 得た額		その他のもの		A に 0.033を 乗じて 得た額

議案第15号

田村市船引総合福祉センター条例を廃止する条例

田村市船引総合福祉センター条例(平成17年田村市条例第107号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

令和4年3月16日に発生した福島県沖地震での甚大な被害等により再建が困難であることから、施設を廃止するため、条例の廃止を提案する。

議案第16号

令和4年度田村市一般会計補正予算（第9号）について

令和4年度田村市一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり提出する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第17号

令和4年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

令和4年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第18号

令和4年度田村市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和4年度田村市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第19号

令和4年度田村市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

令和4年度田村市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第20号

令和4年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第5号）について

令和4年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第 21 号

令和 4 年度田村市診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）について

令和 4 年度田村市診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 17 日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第 22 号

令和 4 年度田村市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 4 年度田村市水道事業会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 17 日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第23号

令和4年度田村市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和4年度田村市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第24号

令和4年度田村市病院事業会計補正予算（第3号）について

令和4年度田村市病院事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第25号

令和5年度田村市一般会計予算について

令和5年度田村市一般会計予算を別紙のとおり提出する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第26号

令和5年度田村市国民健康保険特別会計予算について

令和5年度田村市国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第 27 号

令和 5 年度田村市介護保険特別会計予算について

令和 5 年度田村市介護保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 17 日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第28号

令和5年度田村市後期高齢者医療特別会計予算について

令和5年度田村市後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第29号

令和5年度田村市滝根町観光事業特別会計予算について

令和5年度田村市滝根町観光事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第30号

令和5年度田村市診療所事業特別会計予算について

令和5年度田村市診療所事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第31号

令和5年度田村市水道事業会計予算について

令和5年度田村市水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第32号

令和5年度田村市公共下水道事業会計予算について

令和5年度田村市公共下水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第33号

令和5年度田村市病院事業会計予算について

令和5年度田村市病院事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第34号

田村市東部産業団地街区4号線道路改良工事請負契約の変更について

令和元年10月31日に契約した「田村市東部産業団地街区4号線道路改良工事請負契約」の一部を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年田村市条例第51号）第2条の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石高司

記

- | | |
|----------|-------------------------------------------|
| 1 工事の名称 | 田村市東部産業団地街区4号線道路改良工事 |
| 2 契約金額 | 変更前 98,780,000円
変更後 165,148,500円 |
| 3 契約の相手方 | 田村市常葉町常葉字宮川3番地1
株式会社渡辺建設
代表取締役 渡辺和則 |

議案第 35 号

田村市東部産業団地街区 3 号線道路改良工事請負契約の変更について

令和元年 11 月 12 日に議会の議決を経た「田村市東部産業団地街区 3 号線道路改良工事請負契約」の一部を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年田村市条例第 51 号）第 2 条の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 17 日 提出

田村市長 白石 高 司

記

- | | |
|----------|----------------------------------------------|
| 1 工事の名称 | 田村市東部産業団地街区 3 号線道路改良工事 |
| 2 契約金額 | 変更前 176,000,000 円
変更後 233,083,400 円 |
| 3 契約の相手方 | 田村市常葉町常葉字町裏 94 番地
株式会社 本田工業
代表取締役 本田俊市 |

議案第 36 号

田村市東部産業団地街区 2 号線道路改良工事請負契約の変更について

令和元年 12 月 13 日に議会の議決を経た「田村市東部産業団地街区 2 号線道路改良工事請負契約」の一部を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年田村市条例第 51 号）第 2 条の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 17 日 提出

田村市長 白石 高 司

記

- | | | |
|---|--------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1 | 工事の名称 | 田村市東部産業団地街区 2 号線道路改良工事 |
| 2 | 契約金額 | 変更前 260,370,000 円
変更後 324,657,300 円 |
| 3 | 契約の相手方 | 矢部・西向建設特定建設工事共同企業体
代表者 田村市滝根町菅谷字櫛塚 13 番地
矢部工業株式会社
代表取締役 矢部雄二 |

議案第 37 号

田村市東部産業団地調節池設置工事（2工区）請負契約の変更について

令和元年 12 月 13 日に議会の議決を経た「田村市東部産業団地調節池設置工事（2工区）請負契約」の一部を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年田村市条例第 51 号）第 2 条の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 17 日 提出

田村市長 白石 高 司

記

- | | |
|----------|-------------------------------------------------------------------------|
| 1 工事の名称 | 田村市東部産業団地調節池設置工事（2工区） |
| 2 契約金額 | 変更前 297,000,000 円
変更後 416,957,200 円 |
| 3 契約の相手方 | 本田・渡辺住建工業特定建設工事共同企業体
代表者 田村市常葉町常葉字町裏 94 番地
株式会社本田工業
代表取締役 本田俊市 |

議案第38号

田村市東部産業団地造成工事請負契約の変更について

令和2年9月18日に議会の議決を経た「田村市東部産業団地造成工事請負契約」の一部を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年田村市条例第51号）第2条の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石高司

記

- | | |
|----------|----------------------------------------------------------------|
| 1 工事の名称 | 田村市東部産業団地造成工事 |
| 2 契約金額 | 変更前 4,598,000,000円
変更後 6,115,877,900円 |
| 3 契約の相手方 | 田村特定建設工事共同企業体
代表者 田村市滝根町菅谷字沖田15番地
富士工業株式会社
代表取締役 猪狩恭典 |

議案第39号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、下記の市道路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石 高 司

記

路線番号	路線名	起 点（番地先）	重要な経過地
		終 点（番地先）	
常33025	宇藤余平田線	常葉町山根字宇藤1-22	
		常葉町山根字余平田178-3	
船37139	淀早坂線	船引町芦沢字淀29	
		船引町芦沢字早坂72-2	

議案第40号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、下記の市道路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月17日 提出

田村市長 白石高司

記

路線番号	路線名	新	起 点（番地先）	終 点（番地先）	重要な経過地
		旧			
常34009	神明前線	新	常葉町小檜山字神明前56-8	常葉町小檜山字一本松1-7	
		旧	常葉町小檜山字神明前44-1	常葉町小檜山字一本松1-7	

